

告 示

埼玉県告示第六百二十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一七―十五―三号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県児玉郡上里町大字七本木字下ノ堂境二千八十七―一他五筆、同所字八幡郷二千九十一―二他十九筆、同所字三田三千五百二十五―二、同所字下ノ堂境地内道路、同所字三田地内道路

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千八百九十立方メートル